

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月16日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	執行機関名 岩国市長
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	山口県	
3. 市区町村名	岩国市	
4. 届出番号	11	子どもの医療費助成に関する事務
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/10/	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年岩国市条例第38号)別表第一 第4の項 こども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	岩国市こども医療費助成事業実施要綱(平成20年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この要綱は、 <u>児童の保健の向上</u> に寄与し、 <u>児童の福祉の増進</u> を図るとともに、安心してこどもを <u>産み育てる</u> ことができる環境の整備を図るため、児童の医療費の一部を当該児童の保護者に対し、助成することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩国市こども医療費助成事業実施要綱(平成20年10月1日制定)